役員等報酬支給規定

（目　的）

第1条　この規程は、社会福祉法人　幸愛会　定款の規定により職員に支給する給与等に関して必要な事項を定める。

（報酬の種類及び額）

第2条　役員報酬は原則0円とする。出張の際に生じた実費は、別途旅費支給規定により支給する。

附　則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。